

再生・再チャレンジ支援の円滑化に向けた提言（中間整理）（案）

令和7年3月13日

中小企業・小規模事業者政策調査会 中小企業金融小委員会

ゼロゼロ融資の返済本格化を迎える中、信用保証協会（以下、「保証協会」）や中小企業活性化協議会（以下、「協議会」）、官民金融機関による積極的な支援が重要であるとの問題意識から、一昨年12月に中小企業・小規模事業者政策調査会に中小企業金融小委員会を設置した。本小委員会では、昨年3月に打ち出された「再生支援の総合的対策」に向けた中間整理や、今後の中小企業金融の在り方に関する提言のとりまとめを行った。

足元では、「金利のある世界」に戻り、資本コストが上昇するなど、中小企業金融は引き続き重要な局面であり、こうした環境変化が中小企業経営にどのような影響を及ぼし得るのか注視が必要である。また、倒産件数は約11年ぶりに1万件台に増加し、保証協会の代位弁済率もコロナ前の水準に到達しつつあり、今後は、コロナ借換保証の返済本格化がより進んでいくといった点にも目配せが必要である。

仮に、厳しい経営状況に陥るのであれば、それを先送りすることなく、必要な事業者においては早期に経営改善・再生に着手できるよう、促していく中小企業政策が一層求められる状況である。そのため、「再生支援の総合的対策」が昨年3月に打ち出されてから約1年が経過する、この段階で、保証協会の監督指針改正や協議会・関係機関間の連携推進等により各地の保証協会・協議会の支援の底上げはなされているのか、また、ファンド等による小規模事業者等の難易度の高い先への支援は強化されているのかなど、状況を改めて検証する必要がある。

こうした問題意識の下で、今般、再生・再チャレンジ支援に関する論点について、中間的に整理することとした。政府においては、再生・再チャレンジ支援をより円滑化していくための対応の在り方を検討する上で、本中間整理を最大限反映するとともに、状況を的確に捉え、臨機応変に適切な対応をとることを強く求める。

なお、「再生支援の総合的対策」が公表されてから約1年が経過することから、今回は再生支援・再チャレンジ支援に焦点を当てた中間整理を取りまとめたが、日本経済の課題をより俯瞰してみると、中小企業の内部留保も増加しているものの、必ずしも設備投資などの成長資金に振り向けられず、労働生産性も伸び悩んだままの可能性があり、こうした問題は地域において特に顕著である。そのため、こうした点も踏まえて、域外からの需要の取り込んだ事業展開や新規事業への成長投資をする上で、エクイティを含むファイナンス、いわば、地域のプラスサム型経済を支えるファイナンスの役割について、本小委員会で、引き続き議論を深めていきたい。

1. 予兆管理・相談フェーズでの取組み強化

① 信用保証協会による経営支援強化に関する PDCA の徹底

コロナ禍での 100%保証の結果、保証協会が実質メインとなる事業者が増加しているため、保証協会による主体的支援は引き続き重要である。保証協会から協議会への案件持込も一定の成果が出始めているものの、再生支援ニーズの高まりも踏まえ、一層の促進が必要である。昨年 6 月に保証協会の監督指針を改正した後、全ての保証協会で目標を設定し終えたことから、設定した初年度を終えるタイミングで、信用保証協会自らがフォローアップを実施し、協議会への持込状況のみならず、支援先のターゲティングや目標の達成状況を検証、更なる課題を抽出するなど、「見える化」や PDCA を徹底すべきである。

② 信用保証付融資メイン先を念頭に置いた予兆管理・モニタリングの取組促進・強化

上記の取組を進めても、増大した信用保証付融資メイン先の絶対数を前に、民間金融機関や保証協会等におけるリソース面の制約から十分なモニタリングが行われない恐れがある。そのため、経営状況が悪化しているという予兆を適切なタイミングで把握する管理の体制強化等、効果的な事業者支援の実行に向けて、経営情報のモニタリングの高度化を図る仕組みを検討すべきである。具体的には、地域金融機関や保証協会、税理士などの認定支援機関等による、中小企業の経営状況に関する着眼点や、情報共有・連携の考え方を整理し、経営状況のモニタリングを促進すべきである。また、予兆管理・モニタリングの強化に向けて、中小企業が一定の経営情報を支援者側に提供するインセンティブを具体化すべきである。

2. 支援フェーズでの取組み強化

① 協議会をハブとした各地域内での支援体制の確立・強化

再生支援ニーズの高まりに対応できるよう、協議会はもちろん、地域金融機関等も含めて、各地域内で再生支援の専門家の育成を一層進めていくことが必要である。2022 年度から協議会にて受入が開始されたトレーニー制度は、地域の再生人材の育成に寄与してきたが、地域金融機関間での活用状況には差が生じてきているところ。派遣経験を有する金融機関等のすそ野を広げるべきである。また、都市部に偏在する公認会計士・弁護士等の専門家問題を解消するため、2024 年 4 月に協議会補佐人制度が創設されたが、制度活用協議会を一層拡大し、第三者支援専門家不在地域の解消を実現すべきである。

さらに、協議会は、再生支援にノウハウを有する商工中金や日本政策金融公庫といった全国ネットワークを有する政府系金融機関との連携を通じ、再生支援人材の育成や越境マッチングを促進すべきである。なお、業務改善計画の策定の義務付け、中小企業庁が継続的なフォローアップを行ってもなお、業績が低評価であることから、地元の地域金融機関等によるサポートも得ながら、早急に支援基盤を確立すべきである。

② 再生支援に係る自治体内手続きの迅速化

協議会に対して信用保証付融資割合の高い事業者の相談が増えている中で、それらの抜本再生には、保証協会による求償権放棄手続きが必要となることも多い。その際、自治体が保証協会に対して損失補償を行うものは、当該自治体で回収納付金を受領する権利を放棄する手続きが必要であり、当該手続きにおいて議会承認を不要とする条例の制定は全国的にも進んできた。しかしながら、仮に、知事等の専決で権利を放棄できるものでも、当該手続きに時間を要する自治体もあるとの指摘も多く、スピード感が求められる再生支援の現場で支障になっているとの声も寄せられているところ。そのため、自治体によって要する時間にバラつきがあることを「見える化」するとともに、そうした手続きの円滑化・平準化を促すべきではないか。

③ 円滑な再チャレンジに向けた意識醸成と支援の拡充

協議会における再チャレンジ支援完了件数は増加しており、今後も件数の増加が見込まれるところ。事業者にとって再チャレンジ支援を選択することに対する心理的なハードルを下げるため、再チャレンジを通じて、経営者が再起できたり、雇用維持・雇用流動化に繋がったりした支援事例によりフォーカスすることで、事業者や関係機関も含めた意識醸成を促進すべきある。

④ ファンド等による小規模事業者等の難易度の高い先への支援強化

足元で特に倒産件数が増えている地域を念頭に、小規模事業者支援を行うファンドの組成と可能な限り早期の具体的な支援フェーズへの移行を行うべきである。また、商工組合中央金庫は、同金庫の創設したファンドにおいて、支援ノウハウを活用しつつ、業況の厳しい先の集中支援により一層取り組むべきである。

3. その他経営改善・再生に資する資金繰り支援の継続・強化

民間金融機関によるプロパー融資の増加等による金融仲介機能の一層の発揮が必要である。保証協会による「協調支援型特別保証制度」等を通じ、経営改善支援の体制をより一層強化するべきである。

また、コロナの影響の有無によらず、過大な債務等に苦しむ事業者の財政基盤を強化するために、通常の制度を拡充した資本金劣後ローンを活用すべきである。更に、原油価格上昇等の物価高騰に苦しむ事業者向けにセーフティネット貸付金利引下げ措置を本年4月以降も継続すべきである。